

贈与税

6 贈与税

利用上の注意

この章は、平成 13 年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者について、平成 14 年 6 月 30 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

贈与税とは、贈与により財産を取得した者に課税される税である。

1 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

(1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件の下で 1,500 万円までの部分について、5 分 5 乗方式により贈与税額を計算する。

(2) 納税猶予 贈与者の推定相続人かつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

2 贈与税の税率等（平成 13 年分）

課税 価格 税率等	150 万円 以下	200 万円 以下	250 万円 以下	350 万円 以下	450 万円 以下	600 万円 以下	800 万円 以下	1,000 万円 以下	1,500 万円 以下	2,500 万円 以下	4,000 万円 以下	1億円 以下	1億円 超
税率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 35	% 40	% 45	% 50	% 55	% 60	% 65	% 70
控除額	千円	千円 75	千円 175	千円 300	千円 475	千円 700	千円 1,000	千円 1,400	千円 1,900	千円 2,650	千円 3,900	千円 5,900	千円 10,900

3 贈与税の主な諸控除

(1) 配偶者控除 婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000 万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは、一生に一度しか適用を受けることができない。

(2) 基礎控除 1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から 110 万円が控除される。